



正しい交通ルールを
守る運動推進マーク

岩手の交通安全

2020 夏号

交通死亡事故ゼロ日継続市町村表彰（令和2年6月末時点）

西和賀町 1,000日達成

西和賀町は令和元年12月27日で交通死亡事故ゼロ日継続1,000日を達成し、当協議会は令和2年1月6日に西和賀町役場湯田庁舎において、西和賀町交通安全対策協議会を表彰。同協議会長の細井洋行西和賀町長に対し、表彰状を授与しました。



田野畑村 2,000日達成

田野畑村は令和2年3月7日で交通死亡事故ゼロ日継続2,000日を達成し、当協議会は同年3月24日に田野畑村役場において、田野畑村交通安全対策協議会を表彰。同協議会長の石原弘田野畑村長に対し、表彰状を授与しました。なお6月末時点で、同村の交通事故ゼロ日継続日数は県内最長となっています。



花巻市 250日達成

花巻市は令和2年5月19日で交通死亡事故ゼロ日継続250日を達成し、当協議会は同年5月22日に花巻市役所において、花巻市交通安全協議会を表彰。同協議会長の上田東一花巻市長に対し、表彰状を授与しました。



★交通死亡事故ゼロ日継続市町村表彰★

岩手県交通安全対策協議会会長（知事）が、交通死亡事故ゼロ日を一定期間継続した市町村交通安全対策協議会に対して表彰するもので、市町村を3区分に分けて250日、500日、1,000日を単位として表彰しています。（平成4年10月8日制度施行）

岩手県交通安全対策協議会

令和2年度岩手県交通安全対策協議会事業計画

新型コロナウイルス感染防止の観点から、当協議会の総会は書面表決により執り行われ、その結果「令和元年度事業報告及び収入支出決算」及び「令和2年度事業計画及び収入支出予算」が承認されました。

なお今年度の事業計画は次のとおりです。

事業計画

○ 啓発活動

1 季節運動等

- (1) 各会員による啓発
- (2) 啓発用ポスター・黄色い羽根等の配付
- (3) 道の駅等へのポスター掲示による広報

2 交通事故非常事態宣言発令に伴う広報

- (1) 会長談話の発表
- (2) 会員による広報（バス・タクシーへの掲出ほか）

3 各種広報事業

- (1) 各会員による広報
- (2) ラジオ（スポットCM）による広報
- (3) ホームページによる広報
- (4) 交通事故発生状況及び交通安全対策情報による広報
- (5) 機関紙「岩手の交通安全」の編集発行

4 高齢者の交通事故防止対策事業

- (1) 運転免許証自主返納支援策のホームページでの紹介
- (2) 高齢者世帯訪問交通安全事業の実施
- (3) 市町村の広報掲載による啓発
- (4) 岩手県交通バス車内広告による広報

5 児童生徒の交通安全教育推進事業

- (1) 交通安全ポスターコンクール作品展の実施
- (2) 高校生交通安全テレビCMコンテスト入賞上位作品のCM放映
- (3) 児童を交通事故から守る交通安全指導

6 被災地の交通事故防止対策事業

- (1) 復興関連事業所への広報
- (2) コミュニティFMとの連携による広報
- (3) 三陸鉄道車内広告による広報

7 交通安全功労者等の表彰事業

- (1) 交通安全功労者等の表彰
- (2) 交通死亡事故ゼロ継続市町村の表彰

8 各種共催、後援事業

- (1) 関係機関・団体と連携した共催・後援の実施
- (2) 交通安全パネル展の共催と優秀作品の表彰

○ 県民大会

正しい交通ルールを守る運動県民大会の開催

11月13日 都南文化会館キャラホール（予定）

○ 委託事業

1 交通安全運動推進事業

- (1) 黄色い羽根購入・配付【再掲】
- (2) 交通安全啓発ポスターの作成・配付【再掲】
- (3) 高齢者の交通事故防止のポスター作製・配布【再掲】

2 交通安全は家庭から運動促進事業

- (1) 高齢者世帯訪問交通安全事業の実施【再掲】
- (2) 児童を交通事故から守る交通安全指導【再掲】

【令和元年度に実施された事業の様子】



春の全国交通安全運動開会式



正しい交通ルールを守る運動県民大会

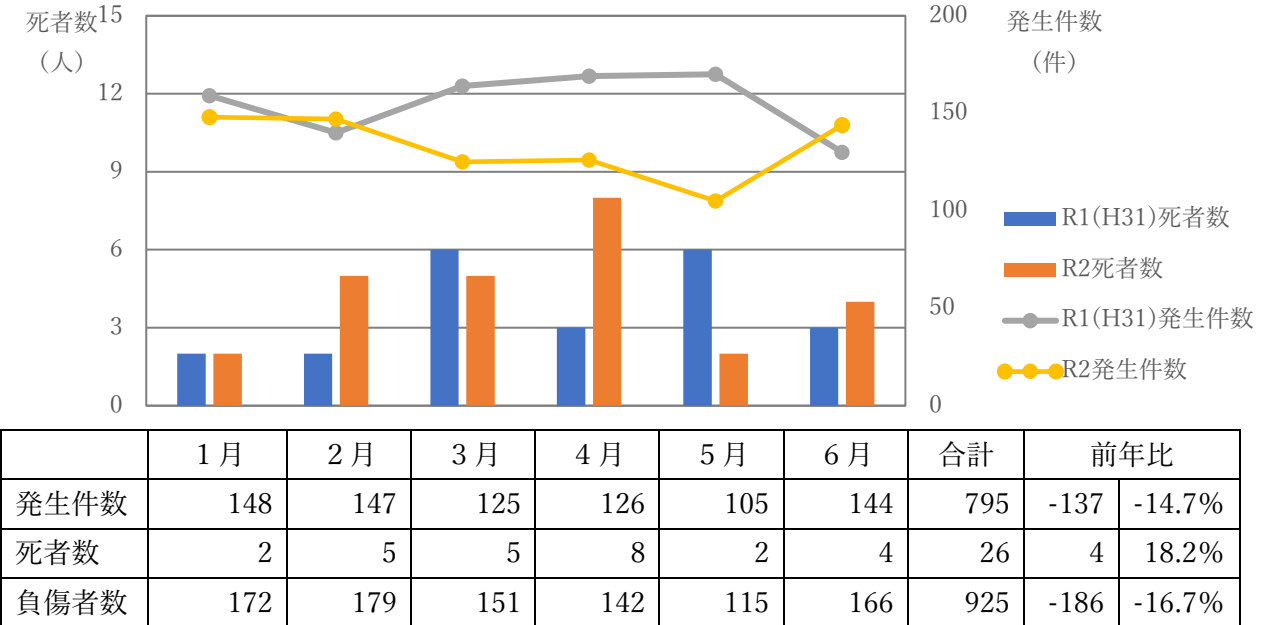


交通安全ポスターコンクール

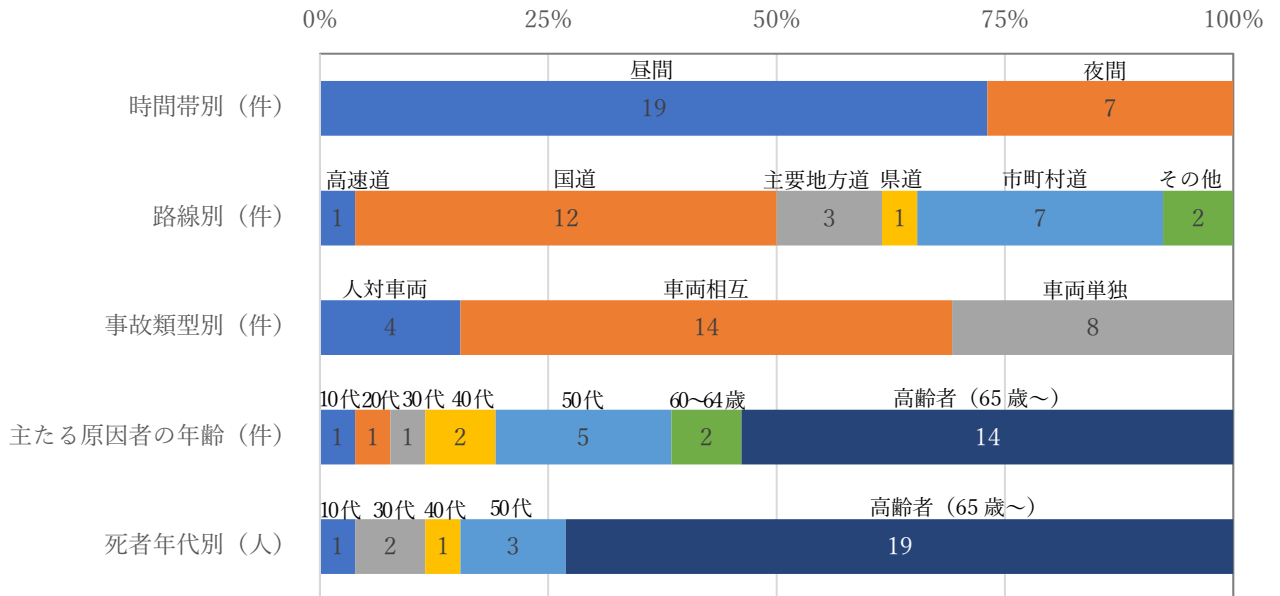
交通事故の概況（令和2年上半期）

1 令和2年上半期（6月末時点）の交通事故発生状況（概数）

（1）月別の発生状況



（2）交通死亡事故の状況



2 令和2年上半期の死亡事故の特徴

- (1) 高齢死者の割合が高い・・・高齢死者 19 人（前年比+ 5 人）、全死者に占める割合 73.1%
- (2) 正面衝突、路外逸脱等の事故が多発・・・正面衝突 8 件（前年比+ 5 件）、路外逸脱等 8 件（前年比+ 4 件）
- (3) 歩行者事故が減少・・・ 4 件（前年比－ 4 件）、3 月以降発生がない

あおり運転の厳罰化

あおり運転（妨害運転）の厳罰化を盛り込んだ改正道交法が令和2年6月30日施行されました。対象となるのは次の10行為です。

- ①通行区分違反 ②急ブレーキ禁止違反 ③車間距離不保持 ④進路変更禁止違反 ⑤追越し違反
⑥減光等義務違反 ⑦警音器使用制限違反 ⑧安全運転義務違反 ⑨最低速度違反（高速自動車国道）
⑩高速自動車国道等駐停車違反

■ 妨害運転による罰則（事故の有無に関係なく違反者に適用されます）

あおり運転をした場合		あおり運転によって危険が生じた場合	
3年以下の懲役または50万円以下の罰金		5年以下の懲役または100万円以下の罰金	
違反点数25点	免許取消（欠格期間2年）	違反点数35点	免許取消（欠格期間3年）

※妨害運転により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪等に当たる場合があり、厳罰に処せられることがあります。

- 👉 「思いやり・ゆずり合い」の安全運転を！
- 👉 運転行為が記録されるドライブレコーダーを積極的に活用しましょう！
- 👉 あおり運転を受けた時は、交通事故に遭わない場所に避難するとともに車外に出ることなく、ためらわずに110番通報をしましょう！



令和2年度 市町村交通災害共済のお知らせ

交通事故でケガをしたり、死亡したとき、被災者やその家族に見舞金を支給する相互扶助制度です。

- 加入対象者：岩手県内の市町村に居住し、住民基本台帳に登録されている方
上記の方と生計を一にしている方で、就労又は大学等での修学のため、岩手県外に居所を移している方（生活費・学費が常に送金されている場合）
- 共済期間：令和2年8月1日～令和3年7月31日まで
- 共済掛金：年額1人400円（「おとな」「子ども」ともに）
- 見舞金の支給内容

交通災害の程度		共済見舞金額
死亡及び重度後遺障害等		1, 100, 000円
傷害	入院 1日につき	2, 000円
	通院 1日につき	1, 000円

※障害（けが）の見舞金は20,000円（最低保障額）から300,000円（最高限度額）までの範囲で、入院や通院の日数に応じた金額の支払いとなります。

- 申込先・申込期間：県内の金融機関…令和2年6月1日～9月30日
市役所、町村役場の担当窓口…随時
- 問合せ先：市役所、町村役場の担当窓口
または岩手県市町村総合事務組合 電話019（622）6279



編集・発行 岩手県交通安全対策協議会事務局

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県環境生活部県民くらしの安全課内

TEL：019(629)5330 FAX：019(629)5279



～そぼっちとアマビエ～
手洗い・うがいの励行、3密を避けて